

「難病の患者に対する医療等に関する法律第47条の規定に基づく過料に関する条例案」に対する意見・情報の募集結果について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成26年(2014年)10月15日(水)～11月14日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12(年)滋賀県告示第236号)に基づき難病の患者に対する医療等に関する法律第47条の規定に基づく過料に関する条例案要綱についての意見・情報の募集を行った結果、1名の方から1件の意見・情報が寄せられました。

これらに対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報の内訳

・条例の適切な運用について 1件

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する考え方

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
1	医師の判断の間違いにより、難病患者が罰金を科せられたり、受給者証を返還させられたりすることのないように、正しく運用してほしい。	当該規定は、受給者証の返還に応じない、もしくは報告の命令等に違反した場合に、適用され得るものであり、適切な運用に努めてまいります。

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律第 47 条の規定に基づく過料に関する条例案要綱

1 制定の理由

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）の施行に伴い、指定難病の患者が指定特定医療を適切に受けられるよう、法に基づく命令等に違反した場合の罰則について定めることとするため、滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律第 47 条の規定に基づく過料に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 法第 11 条第 2 項の規定による医療受給者証の返還に応じない者および正当な理由がなく法第 35 条第 1 項の規定による報告の命令等に違反した者は、10 万円以下の過料に処することとします。
- (2) この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとします。